

一般事業主行動計画の策定・届出はお済みですか？
いよいよ、2022年4月から、女性活躍推進法*改正に基づき、

一般事業主行動計画の 策定・届出等が 101人以上の 中小企業も義務化に!

専門家による
相談・支援
無料

女性活躍を推進するために、何から始めればよいのか、
どのように取り組めばよいのか、悩んでいませんか？

300人以下の企業の皆様をアドバイザー（社会保険労務士、
中小企業診断士等）が**無料で支援**します。

貴社の女性活躍に関する課題を見つけ

一般事業主行動計画の策定等についてアドバイスします。



※【女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）とは】

急速な人口減少局面を迎え、将来の労働力不足が懸念される中、国民のニーズの多様化やグローバル化に対応するためにも、企業等における人材の多様性（ダイバーシティ）を確保することが不可欠となっており、女性の活躍の推進が重要と考えられます。このような状況を踏まえ、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、女性の活躍推進に関する責務等を定め、「女性活躍推進法」が2016年4月から施行されています。

女性活躍推進法の詳細については、厚生労働省ホームページもぜひご覧ください。

女性活躍推進法特集ページ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

委託運営： **LEC東京リーガルマインド** 「女性活躍推進センター」

お問い合わせ先は

【東日本事務局】 TEL: 0120-982-230（フリーダイヤル） 平日9時～17時

【西日本事務局】 TEL: 0120-975-531（フリーダイヤル） 平日9時～17時

E-Mail: info@joseikatsuyaku.com

お申込みは

専用HP: <https://joseikatsuyaku.com/>



QRコードからも
ご覧いただけます

「2021年度 中小企業のための女性活躍推進事業」は厚生労働省より委託を受け、株式会社東京リーガルマインドが運営しています。

*お預かりした個人情報は本事業に係るご連絡にのみ使用します。無断で第三者に提供することはありません。

あなたの企業の女性活躍をしっかりと支援します!

女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定等が、

2022年4月1日から、常時雇用労働者101人以上300人以下の企業にも義務づけられます。

人手不足に悩む中小企業にとって、「一般事業主行動計画」の策定・実施により、女性が働き続けやすい環境づくりや、女性の採用・定着の促進など、さまざまなメリットが期待できます。

是非、「女性活躍推進アドバイザーによる、相談、個別企業訪問支援」を活用し、自社の取組を進めましょう!!

事業主行動計画を策定すると、こんなメリットが期待できます



女性活躍推進アドバイザーによる、相談、個別企業訪問支援

女性が活躍できる企業にしたい、えるぼし認定を取りたい、そのために何から始めたら良いのか、具体的にどのように取り組めば良いのか悩んでいる経営者や人事労務担当者の皆様に支援します。

対象企業

- 1 常時雇用する労働者300人以下の企業
- 2 女性活躍推進について専門知識やノウハウが不足している企業

支援の流れ

- 1 HPよりお申込み。アドバイザーを選定し、貴社に派遣します。
- 2 専任のアドバイザーがオンライン又は訪問により、貴社を具体的に支援します(2回程度)。電話やメールでの相談も承ります。
- 3 「一般事業主行動計画」の策定完了まで責任を持って支援します。

具体的な支援内容

1. ヒアリングの実施(状況や課題を把握)
2. 課題の整理・目標設定
3. 具体的な行動計画を示し、目標に向けた取り組みへのアドバイス
4. 一般事業主行動計画の策定と都道府県労働局への届出
5. その他、情報公表の諸手続き、えるぼし認定・プラチナえるぼし認定取得に係る内容や諸手続きについての支援

お申込み、詳細はホームページ (<https://joseikatsuyaku.com/>) へ

LEC女性活躍推進センター 検索



QRコードからも
ご覧いただけます

*申込みの際にいただいた個人情報は、本事業にかかる連絡にのみ使用します。無断で第三者へ提供することはありません。